第４号様式(第４条関係)

屋外広告物許可書

7 中都管第　　2072 号

申請者　東京都府中市晴見町2－22

氏名　京王バス株式会社
代表取締役社長　宮坂　周治

〔　法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名　〕

令和　７年１２月　８日付で申請のあった屋外広告物については、東京都屋外広告物条例第１５条及び第２７条の規定により、下記のとおり許可します。

令和　７年１２月２４日

中野区長　　酒　井　直　人

記

1 広告物の種類　バス又は電車の車体利用広告

2 表示又は設置の場所　中野区弥生町5丁目26番1号

3 表示内容　ピンポン・パンポン 他

4 広告物の数量　４９　枚

5 許可期間　令和　8年　4月　1日 から　令和　9年　3月３１日 まで

6 屋外広告物管理者　住　所
氏　名
資　格

7 許可条件

(1) 広告物の裏面及び側面又は広告物を掲出する物件は、ペイント塗料その他の方法により美観を保持すること。
(2) 蛍光塗料〔蛍光フィルムを含む。〕は、使用しないこと。
(3) 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
(4) 汚染し、変色し、又ははく離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
(5) 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
(6) 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起 に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月 訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起す 決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日か 分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした る裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起す 審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。）。

屋外広告物許可済
許可権者　中野区長
許可期間 R8 年 4 月 1 日から
R9 年 3 月 31 日まで
許可番号 7－2072 号
所在 東京都府中市晴見町2-22
名称 京王バス株式会社

42700083